

西藤議員 1001 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質疑要旨 尼崎城に隣接して流れる庄下川に船などを走らせてはどうかとの質問に答弁をいただいたが、その後の進捗はどうか。

---

### 答弁要旨

庄下川での船の運行につきましては、庄下川と尼崎港の間の水門が、水位調整や海水の流入防止のため、常時閉鎖されていることから自由に往来できず、また水深も浅いなど河川管理上、様々な課題があります。

前回もご答弁いたしました、手こぎボートやたらい舟のほか、運河でも活躍しているカヌーやSUP(スタンドアップパドル)ボートなど小型のものについては、比較的簡単に持ち込むことが可能ですので、これらを使ったイベントができないか、その実施体制はどうするかなど、他都市事例も参考にしながら検討してまいります。

以上

質問要旨 公園樹木の剪定や草刈りが、5～6年前までは、1年に1回だったが、現在は2年に1度になった理由について教えてください。

---

答弁要旨

公園の樹木剪定や草刈りについては、以前は一律に行っておりましたが、限られた予算の中で執行する必要があるため、メリハリをつけて実施しており、特に、公園に隣接している民家等に越境している樹木や公園灯の障害となっている樹木等を中心に剪定を、また公園利用に支障がでないよう適宜、草刈りを行っております。

以上

## 質問要旨

武庫川橋の交差点において、西宮市側には設置されている点字ブロックが尼崎市側に設置されていないのはなぜか。

---

## 答弁要旨

古い基準で整備された道路については、現在のバリアフリーの観点で整備されていないため、本市においては優先順位を決めて道路改築に伴いバリアフリー化を図っているところであります。

議員ご指摘の武庫川橋の交差点においては、武庫川橋の歩道改築を行った時に点字ブロックを設置しておりますが、横断歩道東側は、道路改築が未整備なため、点字ブロックを設置しておりません。

以上

## 質問要旨

尼崎市は計画相談の取組みが進んでいないと聞くと、現状の認識はどうか。

---

## 答弁要旨

計画相談の取組みについては、全国的には、利用計画の作成率がほぼ100%になっているものの、本市では、平成30年6月末現在で、障害福祉サービスに係る利用計画が45.1%、障害児通所支援に係る利用計画が61.0%と、その進捗が遅れていることは認識していますが、<sup>南北の保健福祉センターの</sup>窓口において、相談支援専門員等が直接、利用者の支援ニーズや生活状況等を把握することで、必要なサービスの支給に繋がっているところです。

なお、本市の計画作成が遅れている理由は、平成26年度まで、計画作成に必要となる「支給決定基準(ガイドライン)」づくりを優先したため、計画作成への取組みが遅れたことや、その後においても、<sup>各事業所の</sup>計画を作成する相談支援専門員の担い手が不足していることが大きな要因であると考えています。

(次ページに続く)

そのため、指定事業者に対しては、兵庫県が実施する相談支援専門員初任者研修の実施に係る情報提供を行うなどして、研修の受講機会の確保に努めるとともに、<sup>南北の</sup>基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が中心となって、指定事業所の担当者会や勉強会等を定期的に関催して、相談支援専門員の人材育成や連携強化に取り組んでおり、近年の作成率は大幅に増加しています。

引き続き、これらの取組を進めていくことにより、計画作成の推進を図ってまいります。

以上

西藤議員 2001 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1

質疑要旨 尼崎城の維持管理経費は、当初 4,000 万円から 1 億 1,000 万円に変更されているが、増額分の 7,000 万円の内訳は。

---

### 答弁要旨

当初、お示ししておりました尼崎城天守の維持管理経費につきましては、活用方法によって運営体制が変わることを前提として、多くの城で行われているような入口での券売及びもぎりと、建物管理を行う経費として、少なくとも 4,000 万円と見込んでおりました。

今回、尼崎城址公園の指定管理料としてお示ししております維持管理経費につきましては、尼崎城天守に加え、新たに公園部分の維持管理経費などが含まれており、実質初年度の平成 31 年度についてはオープン特需への対応を見込み 1 億 1,000 万円、平年度化する平成 32 年度以降については 1 億 500 万円を提案上限額としております。

(次ページに続く)

お尋ねの 7,000 万円でございますが、平年度ベースの 6,500 万円でご説明させていただきますと、公園の維持管理経費に 4,000 万円、施設の運用や展示内容の詳細が固まったことに伴い、より安全かつ円滑な運営を基本としたスタッフの確保や、繁忙時の増員を加味したことにより、尼崎城天守有料部分の人件費で約 2,000 万円、その他、維持管理経費等で約 500 万円となっております。

以上

西藤議員 2003 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1  
質疑要旨 捻出できるのであれば、その数字の論証を説明してください。

---

### 答弁要旨

尼崎城天守につきましては、初年度のオープン特需を除き、来城者数年間 15 万人、うち 7 割の方が有料入城者と見込んでおり、入城料収入は約 3,600 万円と算定しております。

また、駐車場収入では、城址公園で 20 区画、年間約 1,200 万円、歴史館で 40 区画、年間約 1,800 万円の収入を見込んでおり、これらの合計約 6,600 万円の使用料収入で尼崎城天守有料部分の管理経費を賄っていきたいと考えております。

以上

西藤議員 2004 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局 No.1  
質疑要旨 維持管理経費の増額分に対する一般財源投入の有無について

---

答弁要旨

指定管理料の約4割を占める公園部分や尼崎城天守1階の無料部分に関する経費につきましては、他の公園と同様に一般財源で負担することになります。

尼崎城天守の有料部分に関する経費につきましては、利用者負担の観点から、尼崎城天守の入城料、城址公園及び歴史館の駐車場収入で負担していくべきものと考えております。

安定した使用料収入の確保に向け、今後、あまがさき観光局や指定管理者、地域の観光関係者と連携しながら、積極的に集客イベントやPRなどの観光施策に取り組み、入場者数の増を図ってまいります。

以上

質問要旨 元の剪定と草刈りの期間に戻され、今よりも

公園がより綺麗に維持管理されるように期待しますが、  
如何ですか。

又、常緑樹を落葉樹に転換されたり、背の高くなる木  
は避けられてみてはどうか。

---

答弁要旨

先ほどもお答えいたしました。限られた予算の中で、  
公園の機能を損ねないように維持管理を行っており、今  
後も、できるだけ美観を損ねないよう維持管理を行ってま  
いります。

次に、公園の樹木については、計画的に、緑陰を確保  
したり、四季を感じられるよう修景的要素も考慮して、常  
緑樹や落葉樹、背の高い木や低い木を織り交ぜて植えて  
いることから、一律に落葉樹や背の低い木を植えることは、  
行っておりません。

以上

## 質問要旨

武庫川橋東詰の交差点において、どのような目的でこの点字ブロックは設置されているのか。これが完全なものなのか不完全なものなのか。

---

## 答弁要旨

議員ご指摘の点字ブロックは、国の定めるガイドラインに基づき、視覚障害者の方が、歩道と車道の境界を認識するため、交差点手前に設置しているものであります。

以上

## 質問要旨

目の不自由な方が歩道を渡られた時に、その先に点字ブロックがないため危険である。どのように思われるか。

---

## 答弁要旨

先程から、ご答弁申し上げますように、本市においては、道路改築に伴ってバリアフリー化を図っており、横断歩道を渡りきった点字ブロックが設置されていない箇所については、道路改築に伴いバリアフリー化を検討して参ります。

以上

## 質問要旨

道路舗装の継接ぎを修正した事案で感じたが、職員に「市民の税金を使って市民のために美しく」という心がないのではと思うが、どう考えているのか。

---

## 答弁要旨

道路舗装の継接ぎが出来る主な要因としまして、沿道の家屋建替等の開発行為や、地下埋設物の緊急工事による復旧の際に、原因者に過度な負担を掛けないために、維持管理上必要最低限の復旧範囲とすることから生じるものであります。

こうした事により、同じ路線で多くの継接ぎができ、通行に支障が生じた場合には、舗装を広範囲に行うことにより継接ぎの解消に努めております。

以上

## 質問要旨

重症心身障害者が生活介護で入浴を希望したが、施設側の理由により、自宅での身体介護による入浴となった事例を把握しているのか。重症心身障害者の適切なサービス提供をどのように考えているのか。

---

## 答弁要旨

一般的に、施設で行う日中活動系サービスについては、それぞれの事業所の設備内容や人員体制等によって、入浴の有無や創作的活動の種類など、その支援の内容が異なるため、利用者は、事前に説明を受けた上で利用契約を締結し、サービスを受けることとなります。

ご質問にあるような事例は把握していませんが、仮に、特段の理由も無く、事業所が必要な支援を行わないといった事例がある場合は、適切な支援となるよう指導を行っていきます。

重症心身障害者への適切なサービス提供については、サービス利用者の意向、障害の程度や特性、当該障害者が置かれている環境等を総合的に勘案することが重要であると考えています。 (以 上)

## 質問要旨

他都市の指定を取っている事業者も、尼崎市で監督するようにできないか。

---

## 答弁要旨

指定障害福祉サービス事業者の指定については、事業所の所在地の都道府県又は政令指定都市、中核市が指定権限を有しており、本市は平成24年に兵庫県から権限移譲を受けて実施しています。

事業者の管理・監督についても、指定権限がある都道府県等が行うこととなっており、他市の指定事業者の管理・監督を行うことはできない制度となっています。

なお、他市の指定事業者からの「請求審査」については、尼崎市在住の利用者のサービス利用に疑義が生じる場合など、必要があると認めるときは、本市が調査を行うことができるため、指定権限のある都道府県等と協力し、対応を行っているところであり、引き続き、適正な制度運営に努めていきます。

以上

## 質問要旨

幽霊会社が有ったと聞いたが、今の現状は如何か。指定の出し方に問題はないのか。

---

## 答弁要旨

本市における事業所からの請求については、請求書類に、利用者に対するサービス内容及び利用時間を記入し、かつ、利用者の確認印を押印した実績記録票の添付を求めています。

そうしたことから、存在しない事業所が請求を行うことは困難な仕組みとなっており、事業所からの住所変更の届出の遅れによって郵便物等が届かないといったことはあるものの、存在しない事業者からの請求に基づき給付費を支払ったといった事例はありません。

いずれにしても、事業所の指定については、「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に基づき、人員数及び資格要件並びに設備基準その他必要な事項について、適正な審査に努めているところです。 (以上)

## 質問要旨

障害福祉サービス事業者において、監査を実施していない事業者数はどのくらいあるのか。

---

## 答弁要旨

本市においては平成24年4月に兵庫県から権限移譲を受けた際、指導監査については県が概ね6年に1度を目途に実施しているとの説明があり、権限移譲を受けた県下中核市と同様にこれまでも概ね6年に1度を目途に実施しております。平成30年4月1日現在 1,136事業者のうち

お尋ねの指導監査を実施できていない事業者数につきましては、平成30年8月末現在74事業者ございますが、これは権限移譲当初から比べ、事業者数の増加、緊急の苦情対応など、優先的に対応を要する事例があることが主な原因と考えております。

今後は、指導監査体制の見直しや県下中核市の取り組みを踏まえ指導監査の頻度向上に努めてまいります。

以上

## 質問要旨

身体障害者デイサービスセンターについて、今年7月にプールが1週間ほど閉められていたが、点検であれば事前に来れなかったのか。

---

## 答弁要旨

身体障害者デイサービスセンターにおける、今年7月のプールの閉鎖につきましては、プール内での利用者の排泄によって、急きょプールの清掃が必要となったことから、1週間閉鎖したものであり、不足の事態のため、予見できなかったものです。

以上

## 質問要旨

障害福祉計画と障害者福祉計画の進捗状況と、次の計画に繋げるための方針はあるか。

---

## 答弁要旨

本市では、障害者施策全般に関する基本的な計画である「尼崎市障害者計画」と、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に関する計画である「尼崎市障害福祉計画」について、平成27年度から「PDCAサイクル」の手法を用いて進捗管理や評価等を行ってきており、毎年度、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」や「尼崎市自立支援協議会」において協議・検討を重ね、両計画の「評価・管理シート」を作成しています。

両計画の進捗状況については、計画策定後に多くの新規事業・拡充事業・改革改善を実施したことから、行政が行う内部評価において、多くの項目を「概ね順調」と評価していますが、分科会等の委員が行う外部評価では、未だに「やや遅れている」や「遅れている」との評価の項

(次ページに続く)

目も多く、引き続き、両計画に基づき事業を推進していきます。

こうした取組みを行う中で、平成30年4月に「尼崎市障害福祉計画（第5期）」を策定したところであり、次期の計画策定にあたっては、よりよい計画となるよう「評価・管理シート」に基づき策定していく考えです。

以上